

不用品売却処分（普通自動車ほか7台）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

<p>№. 1 普通自動車（秋田501 に 363）</p>
<p>(1) リサイクル料金 預託済み 11,880円</p> <p>(2) 保管場所 秋田市山王一丁目2番34号（市役所分館横駐車場）</p> <p>(3) 担当課等 財産管理活用課 皆川（電話 018-888-5439）</p> <p>(4) 車両の概要</p> <p>ア 車台番号:NY12-038581、型式:DBA-NY12、原動機の型式:HR15、 初度登録年月:平成25年7月、車名:ニッサン、車体の形状:ステーションワゴン</p> <p>イ 解体処分とする。部品取り可。</p>

<p>№. 2 軽自動車（秋田580 た 1737）</p>
<p>(1) リサイクル料金 預託済み 10,120円</p> <p>(2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85番9（建設部道路維持課整備棟敷地内）</p> <p>(3) 担当課等 人口減少・移住定住対策課 佐々木、玉尾（電話 018-888-5487）</p> <p>(4) 車両の概要</p> <p>ア 車台番号:MK21S-201154、型式:DBA-MK21S、原動機の型式:K6A、 初度登録年月:平成22年5月、車名:スズキ、車体の形状:箱型</p> <p>イ 解体処分とすること。部品取り可。ファンベルト損傷のため、自走不可。</p>

<p>№. 3 軽自動車（秋田580 す 9851）</p>
<p>(1) リサイクル料金 預託済み 9,460円</p> <p>(2) 保管場所 秋田市山王一丁目2番34号（市役所分館横駐車場）</p> <p>(3) 担当課等 特定健診課 大森 陽子（電話 018-888-5636）</p> <p>(4) 車両の概要</p> <p>ア 車台番号:H82W-0929128、型式:DBA-H82W、原動機の型式:3G83、 初度登録年月:平成21年6月、車名:三菱、車体の形状:ステーションワゴン</p> <p>イ 解体処分とする。部品取り不可。故障あり。オルタネーター、パワーステアリング不良。自走不可。</p>

№. 4 軽自動車（秋田 4 8 0 く 9 0 8 0）

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,310円
- (2) 保管場所 秋田市土崎港西五丁目3番1号（北部市民サービスセンター）
- (3) 担当課等 北部市民サービスセンター 佐藤 耕（電話 018-845-2261）
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:DA64V-452269、型式:EBD-DA64V、原動機の型式:K6A、
初度登録年月:平成23年2月、車名:スズキ、車体の形状:バン
 - イ 解体処分とする。部品取り可。修理歴多数あり。

№. 5 普通自動車（秋田 5 0 0 ま 6 8 2）

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,410円
- (2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所）
- (3) 担当課等 保健総務課 伊藤 史晃、能登谷 大成（電話 018-883-1170）
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:KGC15-0014095、型式:DBA-KGC15、原動機の型式:1KR、
初度登録年月:平成17年5月、車名:トヨタ、車体の形状:箱型
 - イ 解体処分とする。部分取り不可。故障あり。自走不可。

№. 6 普通自動車（秋田 5 0 0 ま 6 8 4）

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,410円
- (2) 保管場所 秋田市八橋南一丁目8番3号（秋田市保健所）
- (3) 担当課等 保健総務課 伊藤 史晃、能登谷 大成（電話 018-883-1170）
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号:KGC15-0014098、型式:DBA-KGC15、原動機の型式:1KR、
初度登録年月:平成17年5月、車名:トヨタ、車体の形状:箱型
 - イ 解体処分とする。部分取り不可。故障あり。自走不可。

№. 7 軽自動車（秋田４８０ か ９４０）

- (1) リサイクル料金 預託済み 8,220円
- (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番1号
(汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）)
- (3) 担当課等 環境総務課 佐々木 聖矢（電話 018-888-5702）
- (4) 車両の概要
ア 車台番号：S331V-0009616、型式：EBD-S331V、原動機の型式：KF、
初度登録年月：平成20年6月、車名：ダイハツ、車体の形状：バン
イ 解体処分とすること。部分取り不可。

№. 8 軽自動車（秋田５８０ す ６２８２）

- (1) リサイクル料金 預託済み 8,690円
- (2) 保管場所 秋田市下北手桜蛭沢141-7（一つ森公園敷地内）
- (3) 担当課等 公園課 小嶋 ことね（電話 018-888-5753）
- (4) 車両の概要
ア 車台番号：HC24S-251130、型式：CBA-HC24S、原動機の型式：K6A、
初度検査年月：平成21年4月、車名：ニッサン、車体の形状：箱型
イ 解体処分とすること。部品取り不可。車両の自走の可否は不明。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 搬出期限については、令和7年1月31日（金）までとする。
- (4) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、車両を受け取った後、担当課へ受領書を提出すること。

(6) 車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。ただし、秋田市の車両と認識される塗装等がある場合には、それを完全に抹消（消去）し、前所有者を特定できないようにすること。なお、その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。

ア 落札者が車両を解体する場合

(ア) 担当課へ車両および預託証明書等（A券、B券）の引渡しを依頼すること。

(イ) 車両の解体を行い、担当課へB券および解体証明書を提出すること。

なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う（登録識別情報等通知書および譲渡証明書は交付しない。）。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 伊勢

電話 018-888-5436